別添

１　提出書類

実績報告書等は、私立学校振興費（運営費）補助金事務取扱要領別表に掲げる様式により、学校ごとに作成すること。

(1)　私立学校振興費（運営費）補助金実績報告書（別紙様式）

(2)　私立学校振興費~~所要額（~~支出済額~~）~~調書（運営費）（様式第２号ア）

|  |
| --- |
| ア　本様式表題のとおり、当該年度内（平成29年４月１日～平成30年３月31日）の「支出済額」を記載すること。  イ　３月上旬までに支払が完了していない場合、請求書が到着済みで、３月中の支払が確実な経費については実績報告額に含めるが、到着していない経費については実績報告額に含めないこと。  ウ　給与、保険料（雇用主負担分）、水道光熱費、通信料等の定例的に支払う経費は、月の日数を勘案して前月又は前年度の例を参考に見込額を計上する。 |

(3)　月別在学（園）者数（別紙14）

(4)　平成29年度教職員給与支給明細書（別紙15）

|  |
| --- |
| 「補助対象経費の内訳（別紙３）」の「人件費支出」から「所定福利費支出」を減じた額と一致すること。 |

(5)　補助対象経費の内訳（別紙３）

|  |
| --- |
| 「支出済額調書（様式第２号ア）」の「４支出」の欄と一致すること。 |

(6)　納付金収入状況（別紙４）

|  |
| --- |
| ア　実績を記載すること。  イ　「支出済額調書（様式第２号ア）」の「５納付金収入」の欄と一致すること。 |

(7)　収支~~予算（~~決算~~）~~（別紙５）

|  |
| --- |
| ア　平成30年３月31日時点の「収支決算見込み」を記載することになること。  イ　基本的に、収入のうち、児童生徒等納付金収入及び手数料収入の欄は、「納付金収入状況（別紙４）」及び「支出済額調書（様式第２号ア）」の５と一致すること。ただし、４月1日以降の決算整理により、最終的には一致しない場合があること。  ウ　基本的に、支出のうち、人件費支出等の右欄「うち補助対象経費」欄は、「補助対象経費の内訳（別紙３）」及び「支出済額調書（様式第２号ア）」の「４支出」と一致すること。ただし、４月1日以降の決算整理により、最終的には一致しない場合があること。 |

(8)　新時代を拓く特色ある学校づくり推進事業~~所要額（~~支出済額~~）~~調書（別紙６）

|  |
| --- |
| 領収書等の写しを添付すること。 |

(9) 学級編制状況調書（別紙７）　※高等学校のみ

(10) 学校の安全対策事業~~所要額（~~支出済額~~）~~調書（別紙８）

|  |
| --- |
| 事業の実施を確認できる書類（納品書又は引渡書、及び写真（施行前、施行後））及び支出を確認できる書類（領収書等の写し）を添付すること。ただし、１月13日までに提出することとして調査した時点で提出した場合は不要。 |

(11) 財務状況の改善事業実施状況調書（別紙11）

|  |
| --- |
| 取組状況等を記載すること。ただし、１月13日までに提出することとして調査した時点で提出した場合は不要。 |

　(12) 被災私立学校復興支援事業実施状況調書（別紙13）

|  |
| --- |
| 決算見込額を記載すること。 |

※　(8)、(10)、(11)、(12)は、該当する学校（幼稚園）のみ提出してください。

２　実績報告年月日

　実績報告書の日付は、会計年度の末日である「平成30年３月31日」となること。

３　その他（運営費補助金の算定方法等について）

(1)　運営費補助金は、平成30年２月に各学校法人から提出された「所要額調書（様式第２号ア）」の「年度内の収入及び支出見込額」により、交付限度額（当該年度の経常経費の２分の１）を超えない範囲で交付しています。

　 　なお、「収入・支出見込額」については、年度内に「支出（収入）済」となる経費が補助対象となるものであり、「予算額」ではありません。（※予算額による算定の場合、何らかの事情により事業を執行しない場合や経費の節減に努めた場合など、経常経費が予算額を下回った場合に、運営費補助金が過大に交付される場合があるため。）

(2)　各学校の経常経費の額は、最終的には、公認会計士又は監査法人の監査を経て知事に提出される計算書類をもって確定するものですが、県の補助事業は当該年度の３月31日をもって完了するため、決算整理前の支出済額により事業の完了を確認する必要があることから、前記の取り扱いとしているところです。

このため、決算整理により支出科目が変更された場合など、補助金の返還が生じる場合があります。

　(3)　過去には、実績報告書の提出の際に、補助対象経費とは見なされない「施設費」を、誤って補助対象経費である「設備費」に含めた形で報告してしまったため、結果として補助金の過大交付が生じ、補助金の返還が生じてしまった事例がありました。

実績報告書の作成に当たっては、要綱・要領の規定に十分留意されるようお願いします。

〔参考〕

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| ≪私立学校振興費（運営費）補助金交付要綱≫  （補助金の交付の対象及び補助額）  第２　第１に規定する経費及びこれに対する補助額は、次のとおりとする。   |  |  | | --- | --- | | 経　　　　　費 | 補助額 | | １　運営費　県内に幼稚園（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第１項に規定する特定教育・保育施設であるものを除く。）、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下「幼稚園等」という。）を設置する学校法人等が当該幼稚園等を運営する場合に要する人件費（役員報酬及び退職金を除く。）、教育管理経費、借入金等利息及び設備費（車両設備費を除く。）（以下「経常的経費」という。） | 定 額 | |

|  |
| --- |
| ≪私立学校振興費（運営費）補助金事務取扱要領≫  ５　補助金の交付限度額  　　各学校に対する交付額（高等学校については、新時代を拓く特色ある学校づくり推進事業割、40人学級編制割、教育活動復旧事業割、財務状況の改善事業割及び被災私立学校復興支援事業割の配分額、中学校については、教育活動復旧事業割、財務状況の改善事業割及び被災私立学校復興支援事業割の配分額、小学校については被災私立学校復興支援事業割、幼稚園については、学校の安全対策事業割、教育活動復旧事業割及び被災私立学校復興支援事業割の配分額を除く。）は、原則として各学校（特別支援学校を除く。）の当該年度経常経費の１/２を限度とする。 |